

**令和5年度スポーツツーリズム戦略推進事業
(プロ野球キャンプ等訪問観光促進事業)
委託業務仕様書**

1 事業名

令和5年度スポーツツーリズム戦略推進事業
(プロ野球キャンプ等訪問観光促進事業)

2 事業期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 事業目的

沖縄県では、沖縄観光の新たな魅力の創出や着地型観光の拡充等を図るため、スポーツツーリズムを推進しており、現在、国内の多くのプロ野球球団等のスポーツチームのキャンプ等が集積し、日本有数のキャンプ地を形成している。

全国的にスポーツキャンプ等誘致の地域間競争が激しくなる中、プロ野球をはじめとしたキャンプ観戦を目的とする観光を今以上に推進するため、キャンプ期間中の来訪の動機作りやプロ野球球団等キャンプ実施チームとの連携を強化する必要がある。

そこで、本事業をとおして、プロ野球球団等キャンプ実施チーム、市町村、受入協力会等と連携しつつ、プロ野球キャンプ等に関する情報発信を強化する等、全県的な取組を行うことで、キャンプ期間中の来訪者の増加及び経済効果の向上、プロ野球沖縄キャンプの維持・拡大を図るとともに、キャンプ開催地としてのブランド力の強化を目指す。

また、沖縄プロ野球キャンプ等に関する情報発信を強化する等、キャンプ訪問を促進させる各種取組を行う。

4 業務内容

(1) 県外での誘客プロモーション

プロ野球キャンプ訪問観光の促進を図るため、例年の取組にとらわれず創意工夫を凝らした効果的なプロモーション活動を行うこと。

(2) WEBサイト等での情報発信（プロ野球沖縄キャンプの魅力化に向けた情報発信ツール等の制作）

① 当サイトは、キャンプ期間中の各チーム基本情報、各チームの日々の情報の随時更新・発信、キャンプガイドブックのデータ掲載、当事業及び各受入市町村の観光資源及び特産品のPR、キャンプ地における交通情報等を中心とし、沖縄県内のプロ野球キャンプ情報を総覧できる充実した内容とすること。

② プロ野球キャンプに係る情報を、多言語で統合的に発信するポータルサイトを構築・運営すること。

③ 「Facebook」、「Instagram」、「Twitter」等を活用し、WEBサイトと連動した内容発信とすること。

(3) キャンプガイドブックの作成

プロ野球沖縄キャンプ攻略ガイドブックの作成（キャンプ実施チームの情報や各受入市町村の観光情報等掲載）、多くの観客に行き渡るよう十分な部数を発行すること。

また、配布場所の増設、適宜補充を行うこと。

(4) 受入市町村と連携した機運醸成

① プロ野球キャンプ受入市町村の担当者等を集めた意見交換会を年3回程度開催すること。

- ② キャンプ実施チームのキャンプ期間中の誘客増加を図るため、キャンプ実施チーム、市町村、受入協力会等と連携し、全県的な取組を行うこと。
 - ③ 県出身プロ野球選手を活用したプロ野球沖縄キャンプ開幕イベントを開催すること。
 - ④ キャンプ歓迎バナーの制作・保管・運搬・掲出等
 - ⑤ キャンプへの歓迎及び機運醸成を図るため、受入市町村と連携した空港歓迎式のとりまとめ（申請書類、運営等）を行うこと。
- (5) プロ野球キャンプを活用したコンテンツの開発
- ① 沖縄県のスポーツキャンプ地としての優位性を活用し、各地域やキャンプ実施チーム等に貢献するコンテンツ開発・受入体制整備等の施策を行うことで、年間を通じた経済効果の向上及び地域活性化を図るとともに、キャンプ開催地としてのブランド力の強化を図ること。
 - ② プロ野球沖縄キャンプの維持・拡大に向け、キャンプ実施チームにとっての価値向上に資する施策等の検討を行うこと。
 - ③ プロ野球沖縄キャンプ地への誘客促進を図る為、受入市町村と連携した限定ツール等を制作すること。
- (6) その他
- ① キャンプ地までの交通手段や駐車場情報についてポータルサイト、ガイドブック等での情報発信やキャンプ地周遊ができるよう交通手段を活用した取組を行うこと。
 - ② プロ野球キャンプ全体を盛り上げ、誘客効果の高い魅力ある取組を自由提案すること。
 - ③ 業務内容の効果検証等を行い報告書に取りまとめること。

5 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ③ 本契約の提案者である者に指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① チラシ、ポスターやWEB等の制作等
- ② 下記(4)に定める「その他、簡易な業務」
- ③ その他、県と事前協議の上、再委託が必要と認められるもの。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるとき

はこの限りではない。

- ① 資料の収集、整理
- ② 資料の複写、印刷、製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

6 沖縄県WEBサイトへの掲載

沖縄県は、報告書を沖縄県のWEBサイトに掲載できるものとする。

受託者は、この点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることができない場合には、WEBサイト掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

7 事業の著作権

本事業で制作したPOPなどのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 経費の計上

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内 容
I 人件費	事業に直接従事する者（以下「従事者」という。）の直接作業時間に対する人件費 （正職員と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、事業に必要な業務補助を行う補助員（アルバイト等）の賃金は事業費に計上すること。）
II 事業費	
i 補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
ii 報償費	事業を行うために必要な謝金（会議、講演会等に出席した外部専門家に対する謝金等）
iii 旅費	事業を行うために必要な出張に係る経費
iv 需用費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費や、事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費等
v 役務費	事業を実施するために必要な郵便・運送料、通信・電話料、広告料等に関する経費
vi 使用料・賃借料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費や、会議等の会場使用料等
vii その他必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

Ⅲ 再委託費	県との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一割の支払を認められた間接経費 (Ⅰ人件費＋Ⅱ事業費)×10%以内で計上する（小数点以下切捨て）
Ⅴ 消費税	(Ⅰ人件費＋Ⅱ事業費＋Ⅲ再委託費＋Ⅳ一般管理費)×10/100（小数点以下切捨て）

9 成果品

- (1) 業務実施報告書 20部
- (2) (1)の電子データ

10 その他の留意事項

- (1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (2) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。